

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年2月から同年12月までは44万円、11年5月から12年4月までは28万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月から同年12月までは28万円、13年1月から同年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月1日から8年2月1日まで  
② 平成11年5月1日から13年12月1日まで

私は、A社で平成6年6月から8年1月まで給与は標準報酬月額44万円程度であり、保険料控除額も44万円相当で変更は無かった。

また、平成11年5月から13年11月までは給料査定表及び給料明細書のとおり、国の記録より保険料が多く控除されていた。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録の標準報酬月額は15万円と記録されており、当該期間の直前までの標準報酬月額（44万円）に比べて、著しく低額であることが確認できる。

しかしながら、申立人の普通預金の履歴照会から確認できる給与振込額（手取額）は、標準報酬月額が44万円であった平成6年12月から7年1月までと、申立期間①のうち同年2月から同年4月までは同額である上、同年5月から同年12月までは更に増額していることが確認できる。

また、A社において申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同様に申立期間①の標準報酬月額が15万円に減額されている同僚二人のうち一人については、当該期間を含む期間の給与明細書から

標準報酬月額 44 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認され、ほかの一人についても申立期間①において所持している給与明細書から標準報酬月額 44 万円に相当する保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間においては、標準報酬月額 44 万円相当の保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、平成 7 年 2 月から同年 4 月までのそれぞれの振込金額に標準報酬月額 44 万円相当の保険料控除額を加算した額は、標準報酬月額 44 万円に該当する報酬月額（42 万 5,000 円以上 45 万 5,000 円未満）に満たないが、申立人の標準報酬月額から推測できる前年收入や同僚の給与明細書から考えられる所得税及び住民税相当分を加算すると、当該期間の報酬月額は少なくとも 42 万 5,000 円以上であったことが推認できる上、同年 5 月から同年 12 月までのそれぞれの振込金額に標準報酬月額 44 万円相当の保険料控除額を加算した額は、いずれも標準報酬月額 44 万円に該当する報酬月額となる。

申立期間②については、オンライン記録の標準報酬月額は、15 万円と記録されているが、当該期間のうち、平成 11 年 5 月から 13 年 9 月までの各月に係る給与明細書等から、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち平成 7 年 2 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額については、前述の報酬月額及び保険料控除額から 44 万円とし、申立期間②のうち、11 年 5 月から 13 年 9 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、11 年 5 月から 12 年 4 月まで、及び同年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 28 万円、12 年 5 月、同年 6 月、及び 13 年 1 月から 9 月までの標準報酬月額を 30 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の給与振込額及び給与明細書において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく報酬月額を届け出しておらず、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められ

る。

一方、申立期間①のうち、平成8年1月については、申立人の普通預金の履歴照会から給与振込が確認できない上、申立期間②のうち、13年10月及び同年11月については、申立人より「給与が支払われなかった。」との供述もあり、当該期間における給与明細書等の資料も無いことから、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1127

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年11月まで

申立期間は、農協の口座から、両親と私の国民年金保険料を引き落としにしていた。農協の口座を調べてもらったが、当時の記録は残っていないとのことだった。両親共に年金をもらっているが、未納になっているとは聞いておらず、同じ口座から引き落とししていたのに、私の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の母親は高齢等のため聴取に応じることができないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、20歳当時、自身が国民年金に加入したことをその母親から聞いたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は、特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、その母親から、保険料の遡及納付については聞いたことが無いとしているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A村の申立人に係る国民年金被保険者名簿をみると、昭和50年度の納付記録欄に、「12月分より」と記載されており、事実、昭和50年12月以降の国民年金保険料について、現年度保険料として納付されている上、この時期が上記国民年金手帳記号番号の払出時期ともほぼ一致していることを踏ま

えると、申立人は、同年 11 月頃に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 12 月分の保険料から納付を開始したものと考えるのが妥当である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年3月まで

20歳になった月に国民年金保険料の納付書と年金手帳が送られてきたので、母親が保険料を納付してくれた。大学で友人と国民年金について話をした時、友人は、「まだ納付していない。」と言ったが、私は、「納付した。」と言ったことを覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間を含む平成8年1月から同年4月までの国民年金被保険者期間について、当初、同年1月以降、毎月、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとしていたが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、同年3月頃に払い出されたものとみられることから、同年1月及び同年2月に申立人の保険料を納付することはできない上、オンライン記録及びA市の国民年金収滞納一覧表によると、同年4月の保険料は同年10月31日に納付されており、申立人の当初の供述に不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、聴取の過程において、「母親の平成8年10月29日の日記に私の国民年金保険料を納付したことが記されており、母親によると、当時、保険料の督促を受けたので、市の支所内の金融機関で納付したとのことであった。この時、同年4月の保険料のみ督促を受けたのであれば、その時点で申立期間の保険料は納付済みであったはずであるし、そうでなければ、申立期間の保険料の督促も受け、併せて納付したはずである。」とも主張しているところ、平成8年10月の時点では、同年4月の国民年金保険料は現年度納付により、

申立期間の保険料は過年度納付により、それぞれ保険料を納付することとなるが、A市においては、現年度保険料に係る納付勧奨を行っており、また、同市の支所内の金融機関で過年度保険料を納付することはできなかったとみられることから判断すると、申立期間の保険料が同年4月の保険料と併せて納付された可能性は低いと考えられる上、同年10月に同年4月の保険料を納付したことが、その時点で申立期間の保険料が納付されていたことを裏付けるものであるとも言い難い。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から53年3月まで

国民年金保険料は、20歳から納付していたのに、昭和51年1月から53年3月までが未納になっていることが分かった。自分には覚えが無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人には、昭和46年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間については、当該記号番号により国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、国民年金保険料を納付することとなるが、申立人は、被保険者資格の再取得手続を行った時期及び保険料納付についての具体的な記憶は無く、再取得手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳の被保険者資格取得年月日欄をみると、「51. 1. 1」の記載とともに、当該記載が昭和53年9月にされたことを示す印が押されており、申立期間に係る被保険者資格の取得手続が、同年同月頃に行われたことがうかがわれる。このため、同年同月の時点では、申立期間のうち、51年1月から同年6月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、同年7月から53年3月までは過年度保険料として遡及納付することが可能な期間であるものの、申立人は、長期の未納期間に係る保険料の遡及納付を行った記憶は無いとしており、過年度納付が行われた可能性も低いものと考えられる。

以上の状況に加えて、昭和53年4月以降の国民年金保険料は現年度納付されていることを勘案すると、申立人は、同年9月頃、51年1月まで遡及して

国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、その時点で現年度納付対象となる53年4月の保険料から納付を開始したのとするのが自然である。

その上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

年金を受給するようになってから、私の年金受給額が夫よりも少ないことに疑問を持っていた。今回、申立期間について、私の国民年金保険料が支払われていないと聞いたが、ずっと、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに、なぜ、私だけ支払っていない記録になっているのか不思議なので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、オンライン記録において、申立期間は国民年金保険料の申請免除期間となっているところ、申立人は、保険料の免除申請を行った記憶は無いとしているが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿をみると、保険料の免除記録欄に「始期 36. 4 終期 37. 3 期間 12 月分」と記載されている上、検認記録欄も昭和36年度については「申免」の印が押されているなど、同市においても申立期間が申請免除期間として管理されていたことが確認でき、オンライン記録において申立期間が申請免除期間となっていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料も併せて定期的に納付していたとしているが、申立人の夫の保険料納付状況を、A市の申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿から確認すると、申立期間と同期間の保険料は昭和38年4月から同年6月にかけて過年度保険料として遡及納付されており、申立人の夫についても、申立期間について定期的な保険料納付が行われていなかった状況がうかがわれる。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。